

認定看護管理者カリキュラム基準改正の概要

現行の認定看護管理者カリキュラム基準（以下、「カリキュラム基準」とする）は2012年に改正後、見直しが行われていなかった。昨今の医療・看護を巡る社会の動きを反映するために、2017年度にカリキュラム基準の改正を行った。

1. 改正方針

- ・医療や看護を取り巻く昨今の社会の変化に対応した教育内容とする。
- ・多様化する認定看護管理者教育課程受講者のレディネスや背景等を反映する。
- ・社会が認定看護管理者に求める能力や役割を身につけることができるものとする。

2. 主な改正ポイント

1) 教育目的の整理と到達目標の設定

- ・複数の目的を設定するのではなく、課程修了時にめざす受講者像に基づいて各課程に一つ設定した。
- ・各課程に教科目のねらいを設定するのではなく、各課程に教育目的を達成するための到達目標を設定した。

2) カリキュラム基準の枠組みの整理

- ・日本看護協会発行の看護業務基準（2016年改訂版）「看護実践の組織化の基準」を参考に、カリキュラム基準の枠組みを検討した。
- ・新たな枠組みにあわせて、教科目名と時間数を設定した。教科目には教育内容の深度がわかるように、課程に応じてⅠ、Ⅱ、Ⅲと表記した。

3) 教育内容の整理・充実の視点

- ・各教科目のファーストレベルでは概論や基礎知識、セカンドレベルでは現状と課題、サードレベルでは今後の方向性を段階的に学べるように、単元や教育内容を整理した。
- ・地域包括ケアシステムの構築・推進に対応できるように、社会保障制度や保健医療福祉サービス、多職種連携に関する内容を強化した。
- ・情報管理、倫理に関する単元や教育内容を整理した。
- ・看護実践の場を長期間離れずに看護管理を学ぶことができるように、ファーストレベルの総時間数を150時間から105時間に減らした。時間数が減っても教育目的を達成することができるように教育内容を整理した。
- ・全教科目の学びを生かせるように、ファーストレベルに「統合演習」を設けた。セカンドレベルには、地域連携を理解するために「実習」を単元として追加した。

3. 新カリキュラム基準適用のスケジュール

2018年	4月	新カリキュラム基準への移行開始（移行期間：1年）
2019年	4月	新カリキュラム基準の遵守開始
2020年	5月	認定看護管理者認定審査の出題範囲適用

2017年度認定看護管理者制度委員会

委員長：手島 恵（千葉大学大学院）

副委員長：中西 容子（金沢市立病院）

委員：朝野 春美（自治医科大学附属病院）

家崎 芳恵（野村訪問看護ステーション）

石神 昌枝（医療法人はあとふる 法人本部）

上田 順子（公益社団法人 北海道看護協会）

小森 和子（日本赤十字社 医療事業推進本部）

佐藤 美子（川崎市立多摩病院）

藤野 みつ子（熊本保健科学大学）

桃田 寿津代（医療法人社団緑成会 横浜総合病院）

2017年度認定看護管理者カリキュラム基準検討ワーキンググループ

委員長：佐藤 美子（川崎市立多摩病院）

副委員長：大和田 恭子（日本赤十字社幹部看護師研修センター）

委員：金子 さゆり（長野県看護大学）

庄子 由美（東北大学病院）

杉原 多可子（公益社団法人 大阪府看護協会）

吉江 悟（一般社団法人 Neighborhood Care）

担当理事：川本 利恵子（常任理事）

事務局：後藤 裕子、橋目 智子、中山 絵美（認定部）